平成２６年（フ）第３６号
埼玉県羽生市東１丁目２番12号、旧住所埼玉県羽生市大字下手子林1349番地11
債務者　熊木　　豊
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４１号
埼玉県熊谷市八木田637番地１
債務者　飯島　広美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５２号
埼玉県東松山市大字上唐子1469番地96　島岡方
債務者　香月　清美
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３３号
奈良県橿原市醍醐町133番地の１　カルム八木207号
債務者　菅生　時子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
奈良県香芝市関屋北２丁目９番10号
債務者　角丸　久美（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第６号
岩手県奥州市水沢区真城字北塩加羅21番地１
債務者　山口　利男
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第１５６７号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１―312号、申立時の住所埼玉県川口市大字芝5157番地コート芝ＭＩＫＩ203号
債務者　吉本亜由美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８７号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目19番46号　ライムハウス101号室
債務者　竹内　亜希
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
埼玉県川口市元郷４丁目４番26号　第３池田マンション201号、旧住所埼玉県さいたま市見沼区春岡２丁目28番地24
債務者　イイダ　エム　イングリッド　アバジャーノ
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３８号
埼玉県鴻巣市栄町８番29―201号　グレイスガーデンＣ
債務者　中島　晴美
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２６号
埼玉県川口市芝東町７番１号、旧住所東京都葛飾区東新小岩７丁目30番19号　堂跡ビル
債務者　高野　光雄
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
埼玉県川口市前川１丁目19番５号　エクセレント前川303号
債務者　土井　陽子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４３号
埼玉県朝霞市溝沼６丁目22番40号
債務者　児玉　裕美
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
さいたま市北区日進町２丁目1650番地　第８白山ハイツ201号室
債務者　金原　健一
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
埼玉県上尾市東町３丁目1586番地１、旧住所埼玉県桶川市東１丁目２番25号　清和ビル302号
債務者　高田　叔治
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
埼玉県上尾市柏座４丁目２番29号　塚本コーポ102、旧住所埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地４―５―407
債務者　川瀬　貞雄
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４６６号
静岡県沼津市今沢13番地の１　県営片浜団地２―403
債務者　増田　順子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係